

令和8年2月5日

加西市長 高橋 晴彦 様

加西市特別職報酬等審議会
会長 渡邊 隆信

加西市特別職報酬等の改定について（答申）

令和7年10月31日付諮問第11号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

第1 答申

1 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長	月額	950,000円	(引上げ額57,000円)
副市長	月額	770,000円	(引上げ額56,000円)
教育長	月額	684,000円	(引上げ額44,000円)

(2) 市議会議員の報酬の額

議長	月額	480,000円	(引上げ額29,000円)
副議長	月額	408,000円	(引上げ額28,000円)
議員	月額	375,000円	(引上げ額25,000円)

2 政務活動費の額については、年間100,000円に据置くことが適当である。

第2 審議の内容等

1 審議会の開催状況

第1回審議会 令和7年10月31日

第2回審議会 令和7年12月23日

2 審議経過及び内容

本審議会は、兵庫県下の各市の特別職の報酬等の状況、本市における一般職員の給与水準の動向及び本市の財政状況や、ここ数年来の特別職及び市議会議員の給与改定の経緯等についての資料を分析し、様々な角度から意見を交換し協議した結果、上記の結論に達した。

加西市の財政状況は、歳入、歳出のバランス、財政力指数の値などから健全な状況にあると判断し、近年の物価上昇の状況や一般職の給与等人件費の上昇も鑑み、特別職の報酬等を増額改定することが妥当であるとの意見の一致をみた。

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額について

近年の加西市の市長、副市長及び教育長の給料の額は、平成16年度、平成27年度に給料月額をそれぞれ5%減額としてきた。結果として、令和7年4月時点における北播磨各市の市長、副市長及び教育長の給料月額を比較すると、加西市はいずれも最も低い額となっている。神戸市を除く兵庫県内の各市との比較においても、28市中20位となり、高くない水準となっている。

一方で、市の財政力を示す財政力指数（令和4～6年度）は、神戸市を除く兵庫県内の28市中15位となっている。なお、財政力指数の算出に近年好調であるふるさと納税は算入されない。

市長の給料の額については、兵庫県の消費者物価指数（令和2年を基準）が令和6年は107.7であることや近年の一般職の給与改定の状況も考慮し、現行の893,000円を950,000円に増額（6.3%増、神戸市を除く県内の28市中15位）とすることが望ましいとの結論に達した。

副市長及び教育長の給料の額については、市長の給料の額を基準に算出すべきとの見解から、北播磨各市の市長に対する比率を参考に検討をおこなった結果、副市長においては市長の81%にあたる770,000円、教育長においては市長の72%にあたる684,000円とすることが望ましいとの結論に達した。

(2) 市議会議員の報酬の額について

市議会議員は、地域が抱える課題や多様化する住民ニーズを市政に反映させるため、市民の代表として本会議や委員会において市政の重要事項を審議・議決し、行政を監視することに加えて、地域活動に積極的に参画し、先進的事例の研究など幅広い活動を行うなど、その役割はますます重要となっている。

一方、これらの活動を熱心に行うことは、兼業や副業といった他の収入の確保が難しくなる。地方議会議員のなり手不足が全国的に深刻化しているなか、新た

な人材の政治参加を促すためにも相応の報酬とすることが求められる。

加えて、近年の物価上昇の状況や一般職の給与等人件費の上昇も鑑み、議員の報酬を増額することが望ましいとの結論に達した。

議長の報酬については、市長の改定率と同程度として480,000円とすることが望ましいとの結論に達した。

副議長及び議員の報酬については、北播磨各市の議長に対する比率を参考に、それぞれ改定するものとし、副議長は議長の85%の408,000円、議員は議長の78%の375,000円とすることが望ましいとの結論に達した。

(3) 政務活動費について

政務活動費は、市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する制度である。あらゆる活動において、近年の物価上昇が影響しているところであることから、増額を検討する意見が出された。

しかしながら、政務活動費を活用した会派の活動以外に、別途調査研究費を活用した委員会活動としての行政視察にも積極的に取組まれていることもあり、政務活動費については、その執行率から判断しても、現状では不足する状況にないものと考えられ、現行の額(100,000円)を据置ることが適当であるとの結論に達した。

3 付帯意見

今回の審議会における議員報酬等の審議過程において、本審議会の所掌範囲ではないものの、近年近隣市で見直されている議員定数や、市民の期待する議員活動についての意見交換を行った。

議員定数については、多くの検討すべき要素があり短期の議論でその多寡について結論が出せるものではない。むしろ、議員定数の多寡よりも、各地域の住民の声を市政に届け、その結果や自らの議員活動を住民に伝える地道な取組みを、十分にできていない議員が存在することで、住民の不満が膨らむことが懸念される。

地域住民の代表である議員においては、行政の提案を検討する受け身の姿勢に留まらず、独自の取組みにより、幅広い住民の意見を吸い上げ、行政に届ける積極的な活動と仕組みづくりにより一層努めていただきたいとの意見で一致した。